

令和3年度河川・海岸愛護月間の実施について

道路河川管理課

1 要 旨

身近な自然空間である河川と海岸の愛護の普及を図り、良好な環境の保全・創出について、国民の理解を深められるよう、毎年7月を「河川・海岸愛護月間」と定めている。

この趣旨に沿って、期間中に広報・啓発など、河川・海岸愛護運動を推進する。

2 期 間

令和3年7月1日（木）～7月31日（土）

3 運動のテーマ

河川 「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」

海岸 「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」

4 活動予定

(1) 沿川住民の参加による河川清掃の実施

行事名	日程	主催
令和3年度 クリーン太田川	令和3年7月1日（木）～ 7月31日（土）（河川愛護月間） にて実施	クリーン太田川実行委員会 （国土交通省太田川河川事務所、 広島県、太田川沿江市町、 広島市公衆衛生推進協議会、 広島商工会議所）

(2) 海岸の点検

海水浴場として利用される県が管理する長瀬海岸（江田島市）等の人工海浜4施設を、関係建設事務所職員が海開きの前に巡視して目視により施設の異常の有無の確認を行い、利用者の安全を図る。

(3) 広報活動の推進

県庁舎及び市町役場での懸垂幕の掲出、ポスターの掲示、広報紙の配布等